

(案)

地方独立行政法人 加古川市民病院機構

第4期中期目標

令和7年10月21日

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会

目次

前 文.....	1
第1 中期目標の期間	2
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項.....	2
1 公立病院としての役割の発揮と責務の遂行.....	2
(1) 救急医療への対応	2
(2) 災害時における機能の強化及び感染症対策の強化.....	2
(3) 地域の中核医療機関としての役割の発揮.....	2
(4) DX の推進	2
2 高度・専門医療の提供	2
(1) がん医療の充実.....	2
(2) 循環器・消化器・呼吸器疾患にかかる医療の充実.....	2
(3) 周産期・小児医療の充実	3
(4) 患者にやさしい医療の推進.....	3
(5) 総合的な医療提供体制の推進とチーム医療の充実.....	3
(6) 高度・専門医療を提供する人材の確保と育成	3
3 安全で信頼される医療の提供.....	3
(1) 医療安全の確保.....	3
(2) 感染対策の徹底.....	3
(3) 患者とともに進める医療の推進とサービスの充実.....	3
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	4
1 自律性・機動性・透明性の高い組織運営	4
(1) 効率的・効果的な組織運営.....	4
(2) コンプライアンスの徹底	4
(3) リスク管理の徹底	4
2 働きやすく、やりがいのある職場づくり	4
(1) 職場活性化	4
(2) 働き方改革の推進	4
第4 財務内容の改善に関する事項.....	4
1 経営基盤の強化	4
2 収入の確保及び費用の最適化.....	5
第5 その他業務運営に関する重要事項	5
1 市施策への協力及び地域社会への貢献.....	5

前 文

我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少の更なる進行、疾病構造の変化、医療技術の高度化といった潮流に加え、医療従事者の働き方改革の推進、新興感染症への対応、そして医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速など、大きな変革期を迎えています。

このような状況下において、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「機構」という。）は、加古川市及び東播磨圏域における基幹病院である加古川中央市民病院を運営し、市民の生命と健康を守るという極めて重要な使命を担っています。

また、市民にとって「健康であること」と「幸せであること」には相関関係があり、「地域医療の充実」に対する市民の重要度と満足度は高いことから、市民が質の高い医療を将来にわたり安心して受けられる体制を確保することは、設立団体である加古川市の責務であり、機構にはその中核的な役割を果たすことが期待されます。

新たな地域医療構想では、2040 年頃に 65 歳以上人口のピークを迎え、医療と介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上の高齢者の増加に伴い、救急搬送件数の増加や在宅医療の需要の増加が見込まれる一方で、全国的に生産年齢人口の減少が見込まれています。限りある医療資源で持続可能な医療提供体制を実現するため、地域全体で医療の機能分化と連携強化が一層推進される中で、特に急性期医療においては、救急医療体制の充実、より高度で専門的な医療の提供、医療人材の確保と育成、そして効率的な組織運営と健全な経営基盤の確立が不可欠となります。

機構が社会情勢や医療環境の変化を的確に捉え、地方独立行政法人としての強みである自律性、機動性、柔軟性を最大限に発揮しながら、地域住民の信頼に応える優良な医療サービスを継続的に提供するため、今後の達成すべき業務の目標として、ここに第 4 期中期目標を定めます。

第1 中期目標の期間

令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 公立病院としての役割の発揮と責務の遂行

（1）救急医療への対応

二次救急医療機関として、地域の医療機関との連携及び役割分担のもと、重症患者の受入に努めること。

また、本市の消防本部と連携を図りながら、救命救急体制を堅持すること。

（2）災害時における機能の強化及び感染症対策の強化

災害発生時や新興感染症発生時には、県指定の災害拠点病院として、また本市の災害対応病院として、本市の防災、医療担当や他の医療機関等と連携して対応すること。

また、平時から医薬品及び衛生資器材等の確保やスタッフの育成など体制整備に努めること。

（3）地域の中核医療機関としての役割の発揮

新たな地域医療構想を踏まえ、引き続き、地域医療支援病院として、地域の医療機関等と連携を図り、地域完結型の医療提供体制の中核を担いながら、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に貢献すること。

（4）DXの推進

公立病院として、国が掲げる医療DXを積極的に推進し、患者サービスや医療の質の向上に努めること。

2 高度・専門医療の提供

（1）がん医療の充実

国指定の地域がん診療連携拠点病院として、がん集学的治療センターの更なる充実を図るとともに、がんゲノム医療連携病院として関係医療機関と連携し、がんゲノム医療を推進すること。

（2）循環器・消化器・呼吸器疾患にかかる医療の充実

① 地域における循環器疾患の拠点病院として、心臓血管センターの更なる充実を図ること。また、年々増加している心不全患者を地域全体で支えるため、地域の医療機関との連携を強化すること。

② 幅広い消化器領域に対して、低侵襲かつ高度な専門医療を提供するとともに、総合的な診療体制のもと、消化器センターの更なる充実を図ること。

③ 様々な呼吸器疾患に対して、新たな手技や治療を取り込むとともに、関係診療科と連携した総合的な診療体制のもと、呼吸器センターの更なる充実を図ること。

（３）周産期・小児医療の充実

- ① ハイリスクな妊産婦や超低出生体重児に対する急性期治療に対応し、地域周産期母子医療センターの機能を堅持するとともに、引き続き、産科医等の人材の確保に努め、総合周産期母子医療センターの整備を目指すこと。

また、東播磨圏域は分娩取扱医師が減少傾向にあることから、通常分娩を積極的に受け入れること。

- ② 地域における小児医療の拠点として、救急から高度専門医療まで包括的な小児医療を提供し、こどもセンターにおける診療機能の更なる充実を図ること。

また、医療的ケア児等への支援に向けて、関係機関との連携を強化すること。

（４）患者にやさしい医療の推進

新規医療技術の活用や低侵襲医療を推進するとともに、高度・専門医療を提供する病院として、臨床研究や治験に積極的に取り組み、医療の質の向上を図ること。

（５）総合的な医療提供体制の推進とチーム医療の充実

患者の病態に応じて、診療科の枠を越え、各診療科の専門性を生かした総合的な医療を提供できる体制を強化するとともに、多職種の職員が連携する質の高いチーム医療を提供すること。

（６）高度・専門医療を提供する人材の確保と育成

高度で専門的な医療水準の維持・向上を図るため、医療従事者の確保に努めるとともに、未来の地域医療を支える人材育成に注力すること。

３ 安全で信頼される医療の提供

（１）医療安全の確保

医療事故を発生させないという強い意識のもと、医療安全管理を徹底し、安全性の向上に取り組むとともに、透明性の確保に努め、患者から信頼され、安全で質の高い医療を継続して提供すること。

また、地域の医療機関と連携を図り、地域における医療安全の向上に努めること。

（２）感染対策の徹底

新型コロナウイルス感染症に対応した経験を生かし、平時から院内感染に対する職員教育を徹底するとともに、新たな感染症発生時には病院全体で対応できる体制を整備するなど、感染対策の強化に努めること。

また、地域の医療機関や保健所と連携を図り、地域における感染防止対策や抗菌薬適正使用の推進に努めること。

（３）患者とともに進める医療の推進とサービスの充実

患者中心の医療を実践するため、患者が自らの意志で医療を選択できるよう、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、相談・支援体制の更なる充実に努めること。

また、的確に患者ニーズを把握し、提供するサービス全般にわたり、患者満足度の向上を目指すこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 自律性・機動性・透明性の高い組織運営

(1) 効率的・効果的な組織運営

地方独立行政法人制度のメリットを十分に生かし、意思決定の迅速化や弾力的な人員の確保、柔軟で臨機な組織マネジメントを推進するなど、より一層効率的・効果的な業務運営を行うこと。

なお、病院の運営状況や取組については、地域住民にわかりやすく情報を発信し、地域に開かれた病院づくりに努めること。

(2) コンプライアンスの徹底

法令や内部規律を遵守し、社会規範に沿った職員倫理を確保するとともに、情報公開や内部通報制度を適切に運用することで、組織及び業務運営の公正性、透明性を確保すること。

(3) リスク管理の徹底

情報管理、労務問題等の業務運営に対するリスク要因に備え、対応策を講じ、住民への医療提供が途切れることがないように努めること。

2 働きやすく、やりがいのある職場づくり

(1) 職場活性化

コミュニケーションを活発にし、風通しのよい職場づくりやハラスメント防止に取り組むとともに、職員の専門知識の習得や資格取得の支援を充実させ、働きがいを高める病院づくりに努めること。

また、能力が客観的に、適正に評価される人事評価を行うとともに、給与制度については、人事評価や機構の業務実績を適正に反映することにより、職員のモチベーションアップにつなげること。

(2) 働き方改革の推進

時間外労働の削減に向けたタスクシフト・シェアの推進をはじめ、多様な勤務形態の導入や院内保育の充実、ICT の活用などにより、職員が離職することなく働き続けられるよう、職員の働き方改革を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

人口減少や少子高齢化、医療提供体制の変化や感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中においても、迅速かつ柔軟な経営判断のもと、経営基盤を強化し、本目標期間中における経常収支の均衡を図ること。

また、地方独立行政法人法に基づく運営費負担金の趣旨を踏まえ、自立した運営に努めること。

2 収入の確保及び費用の最適化

診療報酬の改定や医療制度の変更に迅速かつ的確に対応し、収入の確保に努めるとともに、物価高騰など社会情勢の先行きが不透明な中でも、コスト管理を徹底し、費用の最適化を図ること。

また、施設・設備の適正な管理に努めるとともに、更新等については、財政負担が平準化するよう中長期的な視点で計画的に実施すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 市施策への協力及び地域社会への貢献

地域住民の健康寿命の延伸につなげるため、本市が進める健康増進や予防医療にかかる施策に協力すること。